戦略的デザイン活用の重要性について

平成16年9月15日
経済産業省製造産業局
デザイン･人間生活システム政策室

1. **現在のデザイン政策について**
2. **デザイン導入の成功事例について**
3. **戦略的デザイン活用研究会について**

① デザイン政策に関する最近の決定事項

知的財産推進計画２００４より一部抜粋
(知的財産戦略本部(平成１６年5月２７日))

第1章　創造分野
3．企業･大学等を問わず質の高い知的財産の創造を推進する
(8) 魅力あるデザインの創造を推進する
ⅰ) 戦略的なデザインの創造が促される環境を整備し、広く国民の優れたデザインへの理解と関心を高めるため、２００3年度にはデザイン月間及びデザイン＆ビジネスフォーラムを設立したが、２００４年度も引き続き、これらの事業の一環でセミナー、シンポジウム等のイベントを開催する。
ⅱ) 魅力あるデザインを創造する人材の育成を支援するため、２００４年度も引き続き、専門学校等の教育内容の充実や、デザインマネジメント人材育成等に必要なカリキュラム、教材等の開発、教育実験等を行う。
ⅳ) 魅力あるデザインを創造するために有用なデザイン情報を整備し、広範な利用に供するため、２００４年度も引き続き、人体寸法を始めとする人間特性に関する基盤整備を行う。

第3章　活用分野
4．中小企業･ベンチャー企業を支援する
(2) 知的財産を活用して地域を振興する
ⅶ) ２００４年度に、地域における大学等の資源を活用し、地域産業の新規事業創出や商品開発の革新を図るよう、商品デザインの開発を促進するための方策を検討する。

新産業創造戦略より一部抜粋
（経済財政諮問会議提出（平成16年5月18日））

第2章　新産業創出のためのアクションプログラム
◎デザイン業を活性化する
　○デザイン保護法制の見直し
　○人体寸法・形状データベースの整備

第3章　重点政策
◎ブランドの確立とデザインの戦略的活用
ブランドは製品やサービスの高付加価値化、差別化に極めて有効であり、また、デザインは、ブランド確立のために必要な製品コンセプト、技術、品質、サービス等の要素を、わかりやすく視覚的に訴えるための手段として、近年その重要性が高まっている。このため、ブランドの確立や、デザインの戦略的活用を支援する。
　○デザインやブランドに係る知的財産権の保護を強化する。
　○地域ブランド確立支援のための制度を整備する。
　○デザインの企画・開発を支援する。

経済財政運営と構造改革に関する基本方針２００４より一部抜粋（閣議決定（平成１６年6月３日））

第２部　経済活性化に向けた重点施策

３．「新産業創造戦略」の推進、市場環境の整備及び発展基盤の強化

（１）「新産業創造戦略」の推進

（新技術の創造・保護等と最適な事業環境整備）

研究開発については、「科学技術創造立国」の実現に向けた政策との連携を緊密にしつつ、戦略産業分野への重点化を図る。また、研究開発と規制改革・標準化等の一体的推進、特許審査迅速化と特許情報の提供拡大等、企業における営業秘密管理や技術流出防止の強化、国際標準の戦略的獲得、デザインの保護強化と地域ブランドの確立支援等により、新技術の創造・保護等を強化する。

② 経済産業省が実施・協力支援する主なデザイン政策

1. **戦略的デザイン活用研究会（後述）**
2. 人材育成
   ・高度デザイン人材育成事業（デザインマネジメント人材育成支援）
3. 知的財産関連
   ・**意匠法**　・不正競争防止法　・政府模倣品・海賊版対策総合窓口の開設（8月31日）
4. デザインに関する取引慣行の是正
   ・下請代金支払遅延等防止法へのデザイン取引の追加
5. 中小企業対策
   ・**JAPANブランド育成支援事業**　・専門家派遣事業
6. ユニバーサルデザイン関連
   ・人間特性基盤整備事業　・ユニバーサルデザインの普及・啓発
7. 選定・表彰制度の支援
   ・グッドデザイン賞事業　・国際デザインコンペティション事業
8. 国際交流事業の支援
   ・ＡＳＥＡＮセンター事業　・アジア太平洋諸国・北イタリアとのデザイン交流事業
9. デザインの普及・啓発活動への後援等
   ・デザイン＆ビジネスフォーラム　・デザイン月間

1. **現在のデザイン政策について**
2. **デザイン導入の成功事例について**

ものづくり基盤技術振興基本法第8条に基づく年次報告より一部抜粋

3. **戦略的デザイン活用研究会について**

デザイン導入の成功事例について

①自動車メーカーにおけるデザイン･マネジメント

販売不振により極めて厳しい経営状況にあった大手自動車メーカーA社は、１９９９年に就任した現社長の下、「デザイン重視の車作り」の経営戦略を打ち出し、商品･開発部門の一部署であったデザイン本部を独立部門にするとともに、その長にデザイナーを起用して同社で初めてのデザイナー出身の役員とするなど、社内におけるデザイン部門の地位を高めた。

トップ主導でデザイン重視の経営を徹底したことにより、社内のデザイン部門が活性化し、消費者の嗜好に合致したデザインの自動車を生み出した。グッドデザイン賞の受賞数を見ても、現社長の就任前後3年間の受賞数比で5倍に増え、海外においても複数のカー･オブ･ザ･イヤー賞を受賞している。また、製品のみならず、商品が消費者に届くまでの全ての過程にデザイナーがかかわり、一貫したデザイン･マネジメントを行っている。

デザイン導入の成功事例について

②デザインを活用した特徴ある製品開発

大手玩具メーカB社は、大手出版社、プロダクトデザイナーと共同で企画･デザイン･製造･販売において、市場に応じた家電、AV機器などの製品開発を実施し、2003年12月より製品の販売を開始した。B社は、第一次中期経営計画で「玩具を中核としたライフエンタテイメント企業をめざす」こととしており、ものづくりの過程において消費者の気持ちや豊かな生活を創造しながら、対応することとした。特に生活密着度が高く、大きな市場である「家電製品」の分野では、プロダクトデザイナーによる優れたデザインを活用し、B社ならではの遊び心のある「ライフエンタテイメント商品」を提案することにより、新しい市場の創造を目指している。

加湿器　↑

液晶テレビ　↑

デザイン導入の成功事例について

③デザインを戦略のコアとした商品開発

調理利器メーカーC社は、刀身とハンドルが一体化した、オールステンレス製の画期的デザインを持つキッチン・ナイフを創造しており、美しさと機能性、使いやすさを兼ね揃えたユニークなブランドとして、国内外の料理家・シェフに支持されている。工業デザイナーが担当したデザインは、フラットな刃の素材そのものの美しさを活かすとともに、可能な限り長く見せるため、ハンドルごとステンレスにすることとした。また、「握ってみたい」と思わせる厚さと丸みをハンドルに与えるとともに、ハンドルに直径2ミリの黒いドットを配することで、オールステンレスにすることで懸念される「冷たい」「シャープすぎる」という印象を和らげ、冷やりとしない、滑らないという実用面での効果も実現した。これまで全100アイテムを世界15か国で販売しており、国内でグッドデザイン賞を受賞しているほか、オランダのコックギルド（料理人同業組合）などからデザインに関する複数の受賞実績をあげた。

1. **現在のデザイン政策について**
2. **デザイン導入の成功事例について**
3. **戦略的デザイン活用研究会について**

①デザインを取り巻く企業認識と政策の変遷

	過　去		現　在
基本的政策目的	国内企業の模倣防止	⇒	産業競争力強化
デザインの政策対象	商品の外形	⇒	商品コンセプト（新しい価値観） 商品の外形 顧客との様々な接点における統一したデザイン
デザインについての企業の認識	個別商品のデザイン重視	⇒	顧客と様々な接点でデザインの「一貫性」、「統一性」を重視
ブランドへの影響	ほとんど考慮されていない	⇒	デザインによるブランド確立を重視

②戦略的デザイン活用が必要な背景

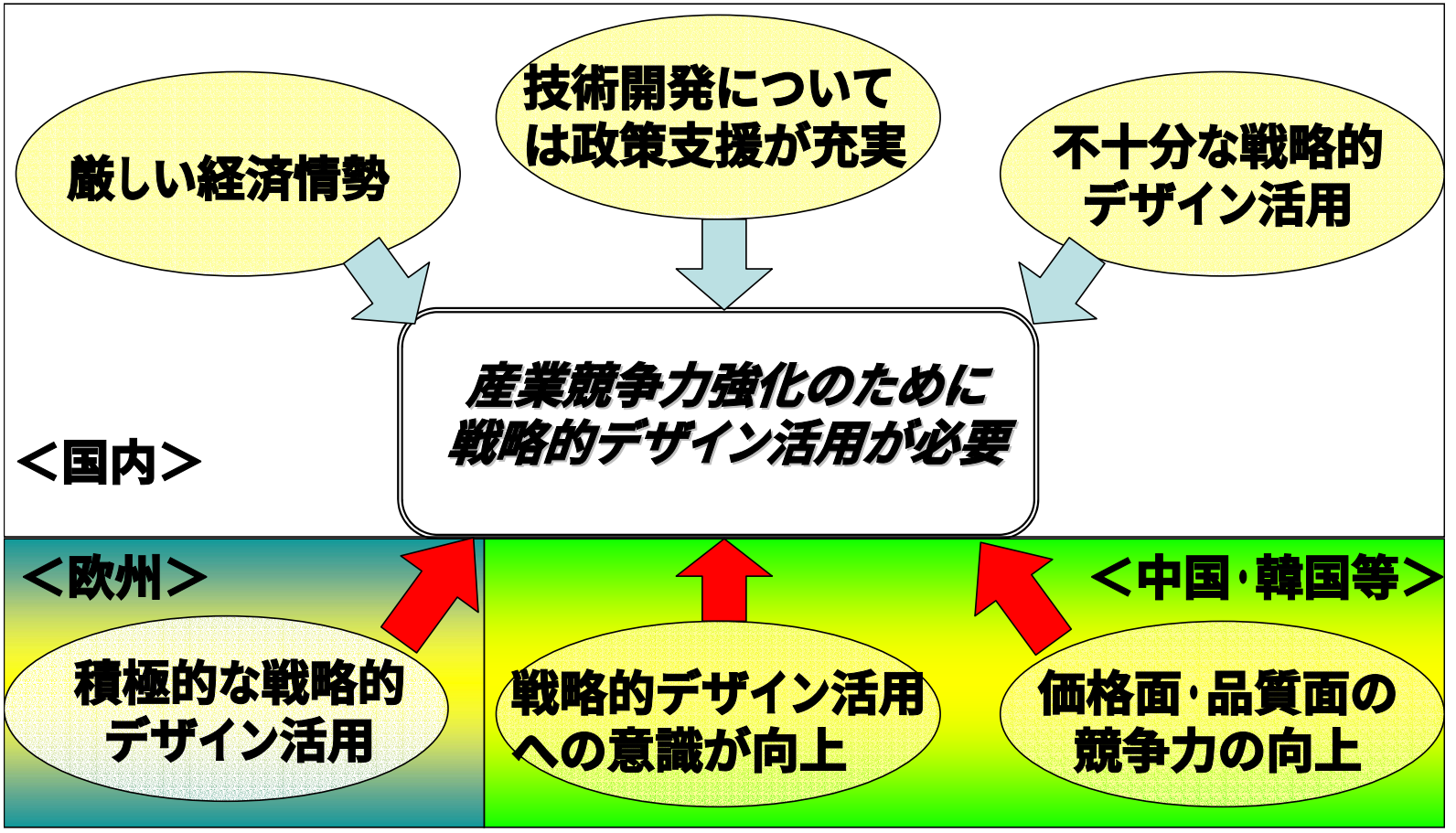

③戦略的デザイン活用研究会

研究会の目的

我が国企業が外国製品を模倣することを防止し、造形力の育成に重点を置いた従来の企業努力とデザイン政策から、ビジネス戦略に明確に位置づけ、国内需要の増大、製造業の競争力強化に重点を置いたデザインの創造・活用による高付加価値化、差別化を図っていくために必要な企業努力とデザイン政策へのあり方について検討を行う。

なお、知的財産戦略大綱においても「優れたデザイン、ブランドの創造支援」、「デザイン・ブランドの戦略的活用」を図るための方策に関する検討が求められているところ。

開催経緯

産学の有識者により構成された研究会を、平成15年2月から5月まで計6回開催し、今後取り組むべきデザイン政策の在り方について議論した。

その結果については、「デザインはブランド確立への近道　－デザイン政策ルネッサンス－　【競争力強化に向けた40の提言】」として取りまとめた（平成15年6月）。

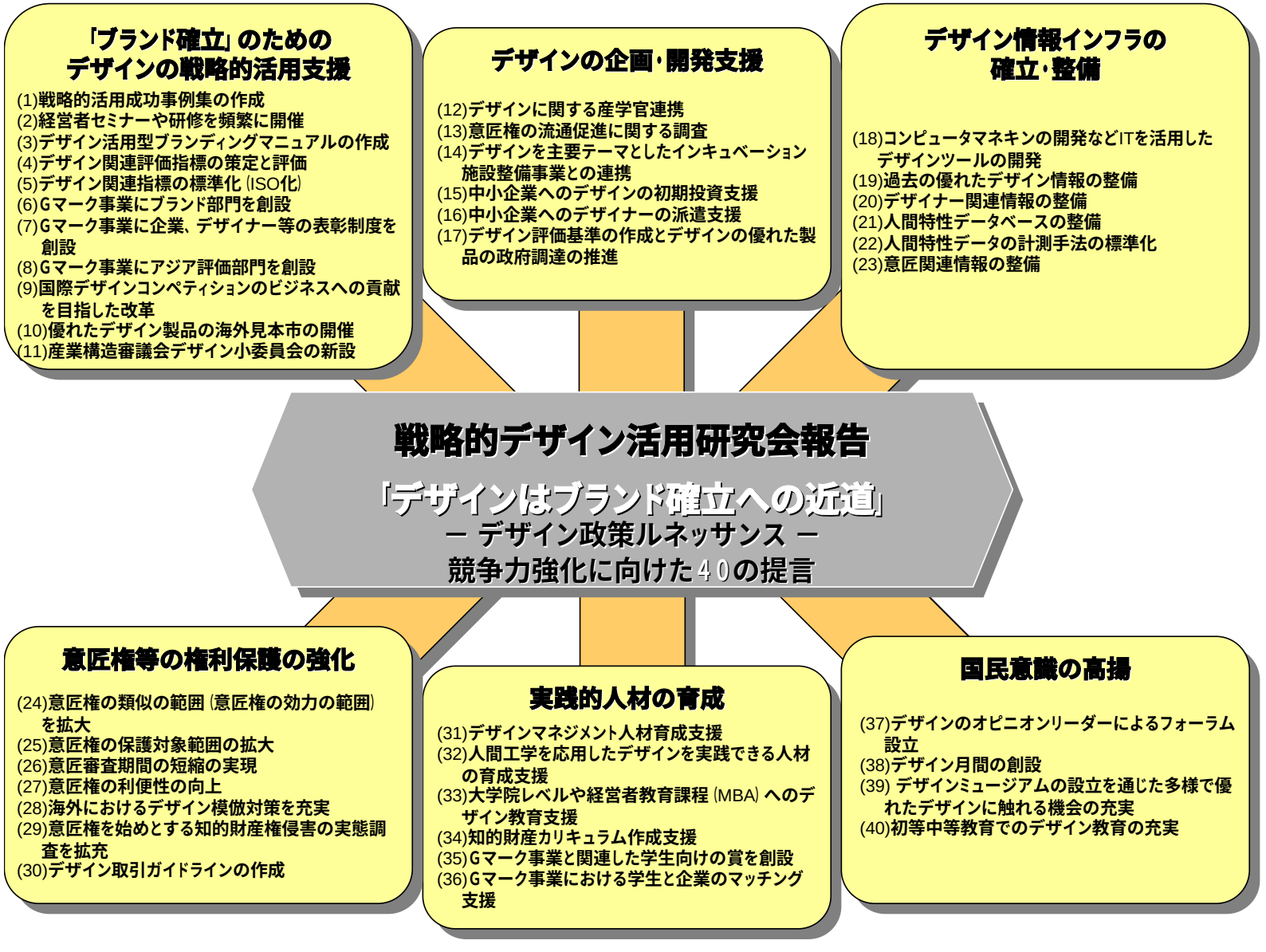
「ブランド確立」のための
デザインの戦略的活用支援
(1)戦略的活用成功事例集の作成
(2)経営者セミナーや研修を頻繁に開催
(3)デザイン活用型ブランディングマニュアルの作成
(4)デザイン関連評価指標の策定と評価
(5)デザイン関連指標の標準化（ISO化）
(6)Gマーク事業にブランド部門を創設
(7)Gマーク事業に企業、デザイナー等の表彰制度を創設
(8)Gマーク事業にアジア評価部門を創設
(9)国際デザインコンペティションのビジネスへの貢献を目指した改革
(10)優れたデザイン製品の海外見本市の開催
(11)産業構造審議会デザイン小委員会の新設
デザインの企画・開発支援
(12)デザインに関する産学官連携
(13)意匠権の流通促進に関する調査
(14)デザインを主要テーマとしたインキュベーション施設整備事業との連携
(15)中小企業へのデザインの初期投資支援
(16)中小企業へのデザイナーの派遣支援
(17)デザイン評価基準の作成とデザインの優れた製品の政府調達の推進
デザイン情報インフラの
確立・整備
(18)コンピュータマネキンの開発などITを活用したデザインツールの開発
(19)過去の優れたデザイン情報の整備
(20)デザイナー関連情報の整備
(21)人間特性データベースの整備
(22)人間特性データの計測手法の標準化
(23)意匠関連情報の整備
戦略的デザイン活用研究会報告
「デザインはブランド確立への近道」
－ デザイン政策ルネッサンス －
競争力強化に向けた40の提言
意匠権等の権利保護の強化
(24)意匠権の類似の範囲（意匠権の効力の範囲）を拡大
(25)意匠権の保護対象範囲の拡大
(26)意匠審査期間の短縮の実現
(27)意匠権の利便性の向上
(28)海外におけるデザイン模倣対策を充実
(29)意匠権を始めとする知的財産権侵害の実態調査を拡充
(30)デザイン取引ガイドラインの作成
実践的人材の育成
(31)デザインマネジメント人材育成支援
(32)人間工学を応用したデザインを実践できる人材の育成支援
(33)大学院レベルや経営者教育課程（MBA）へのデザイン教育支援
(34)知的財産カリキュラム作成支援
(35)Gマーク事業と関連した学生向けの賞を創設
(36)Gマーク事業における学生と企業のマッチング支援
国民意識の高揚
(37)デザインのオピニオンリーダーによるフォーラム設立
(38)デザイン月間の創設
(39) デザインミュージアムの設立を通じた多様で優れたデザインに触れる機会の充実
(40)初等中等教育でのデザイン教育の充実

意匠権等の権利保護の強化

（24） 意匠権の類似の範囲（特許権の効力の範囲）を拡大

（25） 意匠権の保護対象範囲の拡大

（26） 意匠審査期間の短縮の実現

（27） 意匠権の利便性の向上

（28） 海外におけるデザイン模倣対策を充実

（29） 意匠権をはじめとする知的財産権侵害の実態調査を拡充

（30） デザイン取引ガイドラインの作成

※意匠法は１１５年に及ぶ長い歴史を持ち、時代の要請に応じて変化を遂げてきたが、製造業の競争力強化のために意匠権を積極的に活用し、権利を活用するという観点から意匠法の改正について提言を行った。

④戦略的デザイン活用研究会２００４

・平成１６年6月２４日に経済産業省会議室にて開催。
・前回委員を基本として構成（企業委員が人事異動の際には後任者）。

・研究会の報告がまとめられてから1年が経過したことを契機に、デザイン政策の進捗状況を確認し、今後の方向性について検討を行った。

主な意見：
・中小企業の成功事例を収集・分析し指標化に向けた取組を行うべき
・国がデザイン等知的財産の保護・活用を国家戦略として積極的に取り組む必要がある
・高等教育は勿論のこと、より若い世代のデザイン教育を推進する必要がある
・デザイナーを志す学生に知的財産権の重要性を教える機会が必要